令和○年○月〇日

〇〇県○○市〇〇町〇丁目〇番○号

△　△　△　△　　殿

群馬県伊勢崎市〇〇町〇丁目○番地○

〇　〇　〇　〇　　印

**催　告　書**

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴殿が所有する下記土地（以下、「本件土地」といいます）の（東・西・南・北）側にある木の枝（以下、「本件枝」といいます）が、現在、当方の土地（群馬県伊勢崎市〇〇町〇丁目○番地○。以下同じ）の（東・西・南・北）側に越境している状態です。

本件枝の越境により、当方の土地への日照が妨げられており、景観も悪化しています。その他にも、（　　　　　　　　　　　　　　　）という被害が生じています。このままですと、本件枝は伸びる一方であることから、こうした被害が悪化するばかりです。

以上の理由から、当方は、民法２３３条３項１号に基づき、貴殿に対し、本書をもって、本件枝の当方の土地への越境部分を切除するよう求めます。頭書に記載した令和○年○月〇日から１か月以内を期限として、切除していただくようお願いいたします。もし貴殿にて本件枝の切除が終わりましたら、当方まで速やかにご連絡いただけますと幸いです。

もっとも、貴殿にて切除を行う意向があるものの、本件期限内に切除が難しい場合には、その旨を切除できない理由を添えて当方までご連絡ください。

なお、本件期限までにご対応をいただけない場合には、誠に不本意ながら、本件枝の当方の土地への越境部分を切除するために、令和　年　月　日頃に、本件土地の（東・西・南・北）側の（　　　　　　）部分に、（私・剪定業者）が立入り、当該越境部分を切除させていただきます。これに加えて、当該切除に係る費用の一切を、後日、貴殿に請求させていただきますので、その旨ご承知おきください。

敬具

【本件土地の表示】

　所在　　　伊勢崎市〇〇町

　地番　　　〇〇番〇〇

　地目　　　宅地

　地積　　　〇〇〇．〇〇㎡

【参照条文】

民法２３３条

１　土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

２　前項の場合において竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。

３　第1項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

一　竹木の所有者に切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。

二　竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

三　急迫の事情があるとき。

４　隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。